

伐木等の業務従事者 特別教育【補講】

伐木作業等に係る安全衛生規則の一部を改正する省令が公布されたことにより、令和2年8月1日以前の特別教育修了者の方は、補講を受講しないとチェーンソーを用いた伐木等の作業に就くことができなくなっております。

伐木作業等を行うすべての業種が対象です。

本講習は、大径木伐木等(チェーンソー含む)特別教育(16時間)修了者の方を対象とする補講(2.5h)です。

開催日時	令和4年10月31日(月) 【2.5時間】 《時間》 9:00～12:00 (8:50 集合)
開催場所	一関職業訓練協会(一関市職業訓練センター) 岩手県一関市舞川字西平 8-2
受講資格	大径木伐木等(チェーンソー含む)特別教育を修了されている方
受講料	会員 5,000円 一般 6,000円 振込先 一関信用金庫 山目支店 普通 0126133 職業訓練法人一関職業訓練協会 会長 菅原良男 (お振込手数料は、ご負担いただきますようお願い致します)
定員	20名
申込方法	以下のものを準備の上、提出して下さい。 【受付:平日 8:30～17:00】 (1)申込書 (2)受講料 (3)写真1枚(30mm×24mm、裏面に氏名を記入すること) (4)伐木等の業務に係る特別教育修了証の写し(両面コピー)
申込締切	令和4年10月24日(月)
携行品等	筆記用具、印鑑(修了証受取時必要)、チャップス又は防護ズボン
その他	(1)申込みが定員に達し次第締め切らせていただきます。 (2)申込者が少数の場合は中止となることがありますのでご了承ください。 (3)申込締切後にお客様のご都合でキャンセルされる場合、納入済みの受講料は一切返金できかねますのでご了承ください。

お問い合わせ
お申し込みは

職業訓練法人一関職業訓練協会

TEL 0191-31-7030 FAX 0191-31-7060

〒021-0221 岩手県一関市舞川字西平 8-2 URL <http://ichikun.jp/>